

薩摩川内市協賛取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市が主催する行事やイベント、各種大会等（以下「行事等」という。）について、趣旨に賛同する事業者等の協賛の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の種別)

第2条 協賛の種別は次のとおりとする。

- (1) ポスター、チラシ、パンフレット等への協賛広告の掲載
- (2) 協賛金、協賛物品の受入れ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるもの
(協賛金及び協賛物品の費消)

第3条 市長は、受け入れた協賛金については、募集する行事の事業費に充て、物品その他の協賛については、当該行事及び広報活動又は運営に関し費消するものとし、他に流用してはならない。

(協賛事業者の要件と協賛広告の基準)

第4条 事業者が協賛を申込み場合は、薩摩川内市広告掲載基準を遵守するものとする。

(募集)

第5条 市長は、協賛の募集に当たっては、募集する行事のほか、協賛の種別、協賛内容等を定めた募集要項により行うものとする。

(協賛申込の要件)

第6条 協賛の申込みをしようとする者（以下「協賛申込者」という。）は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。

- (1) 協賛申込者及び役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員の構成員でないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類する業種を営む者でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中でないこと。
- (5) 次の各号に掲げる業種を主たる業としている者でないこと。
 - ア 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
 - イ ギャンブル（宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。）及びサッカーくじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成15年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）に関する業種
 - ウ たばこ製造に関する業種

エ 占い及び運勢判断に関する業種

オ 興信所・探偵事務所等

カ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に類する業種

(6) 国又は本市を含む地方公共団体における一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。

(7) 市税等を滞納していないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

（協賛の申込み）

第7条 協賛の申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、募集要項に示す協賛申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

（協賛の決定）

第8条 市長は、申込書の提出を受けた場合は、別に定める審査会に諮り、速やかに協賛受入れの可否を決定する。

2 市長は、前項の可否を決定したときは、協賛決定通知書により、申込者に通知する。

（協賛金）

第9条 前条第1項の規定により協賛受入れの決定を受けた者（以下「協賛事業者」という。）は、協賛金を市長が指定する期日までに一括して前納するものとする。ただし、特別な理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

（広告内容の変更）

第10条 市長は、協賛決定後の事情変更等により、広告の内容、デザイン等（以下「広告内容等」という。）が掲載の範囲に抵触し、又はそのおそれがあると認められるときは、協賛事業者に対し広告内容等の変更を求めることができる。

2 協賛事業者が広告内容等の変更を希望する場合は、市長が指定する日までに協賛広告内容等変更申込書（以下「変更申込書」という。）を市長へ提出し、市長の決定により広告内容等を変更することができる。この場合において、協賛事業者は、変更申込書の提出の際には変更後の広告を添えるものとする。

3 前2項の広告内容等の変更については、第8条の規定を準用する。

（協賛の取下げ）

第11条 協賛事業者が、自己の都合により協賛の取下げを求める場合は、市長が指定する日までに、協賛広告掲載取下げ申出書を市長へ提出するものとする。ただし、既に納付された協賛金については、これを返還しないものとする。

（協賛決定の取消し）

第12条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、第8条に規定する決定を取

り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに協賛金を協賛事業者が納付しなかったとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告物の原稿を協賛事業者が提出しなかったとき。
- (3) 第10条第1項に規定による広告内容等の変更の要請に対し、協賛事業者が応じないとき。
- (4) 協賛事業者が第6条に規定する要件に合致しなくなったと認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協賛事業者として適当でないと市長が認めたとき。

(協賛事業者の責務)

第13条 協賛事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告内容等に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、協賛事業者の責任及び負担により解決すること。
- (5) 協賛事業者は、広告内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守しなければならない。

(協賛金の還付)

第14条 納付された協賛金は返還しない。ただし、協賛事業者の責めに帰さない理由により広告掲載できない場合は、納付済みの協賛金の全部又は一部を当該協賛事業者に返還することができる。

2 前項の協賛金の返還に当たっては、既に費消した部分については、返還しない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。